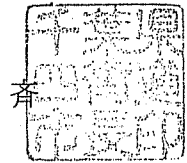


平成27年4月27日

みそら自治会
会長 廣 島 宏 造 様

四街道市長 佐 渡



ごみ処理施設問題の第一回交渉会の議題について (回答)

春暖の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月20日付けみそら自-27-003において、ごみ処理施設問題の第一回交渉会の議題についての提案及びそれに関する質問が提出されましたことから、下記のとおり回答させていただきたく存じます。

今後とも本市ごみ処理行政に対しましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. ごみ処理施設問題に対するみそら自治会の基本的考えは「ごみ処理施設の撤去・移転を求める」です。これに対する市長の基本的考えをお示し下さい。

(回答)

市のごみ処理行政を安定的かつ円滑に実施するためには、現施設を継続操業せざるを得ないのが現状です。

しかしながら、平成27年3月23日付け廃第54号でお答えしましたとおり、継続操業を認めず現施設の速やかな移転を求めるとの貴自治会の結論を厳粛に受け止めております。

これにつきましては、既に廃第54号及び平成27年4月14日付け(平成26)廃第55号にて重ねて回答しておりますとおり、貴自治会が求める「速やかな移転」についての期間設定等を伺っておりますので、これを示していただきながら協議させていただきたいと考えております。

2. 市から届いた平成25年5月7日の廃第7号と平成25年7月8日の廃第14号の整合性について、みそら住民が理解できるような具体的且つ、明確な説明を求めます。

(回答)

佐倉市、酒々井町清掃組合（以下、「組合」という。）との加入協議継続を断念せざるを得なくなったことから、市は、今後のごみ処理の取り扱いについて様々な道程を模索をしていかなければならなくなりました。

そこで、平成25年5月7日付け廃第7号において、確認書2「(1)ごみ処理施設の操業延長は平成27年3月31日までのできるだけ早い時期とする。」「(6)平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議する。」について、具体的な協議をさせていただきたい旨の依頼文書を提出させていただきました。

しかしながら、貴自治会より、市からの具体的な提案がないとの指摘があったため、その内容を敷衍した平成25年7月8日付け廃第14号を提出させていただいたところであります。

3. 平成25年7月8日の公文書は、明らかに自治会組織への介入及び強制であると考えています。みそら住民が理解出来るような具体的且つ、明確な説明を求めます。また、みそら住民に対して謝罪文の提出を求めます。

(回答)

平成25年7月8日付け廃第14号は、ごみ処理施設問題に関する貴自治会員の様々なご意見をふまえ、十分に議論を尽くしていただき、現施設の継続操業を認めるか否かについて自治会としての判断をしていただきたいとお願いしたものであり、自治会活動への不当な介入・強制には当たらないと考えております。

なお、平成26年2月の市長選での選挙公約については、相手候補者がごみ処理施設問題を争点としたため、それについて候補者としての考えを示したものです。平成26年1月に候補者として現施設の継続操業を市民に示したことは決して拙速なものではなく、貴自治会員に対する侮辱とは考えておりません。

4. 平成27年3月8日の班長会で市への回答書が承認されました。それを受けて前みそら自治会長は、翌9日に市への提出を申し込まれました。それに対して市長は12日に提出していただきたいと答えておられます。一方、3月議会で議員の質問に対して、「自治会の回答を待っています」と繰り返し答弁されています。議員の質問が9日に終了することを知りながら、何故12日を指定されたのかを明確に答えてください。

(回答)

前みそら自治会長から、平成25年7月8日付け廃第14号「今後のごみ処理の取り扱いについて(協議のお願い)」に対する回答を、市長に直接会って手渡したいとの強い要望が2月初旬にあり、日程調整の結果、3月12日と決定したものです。

なお、前みそら自治会長が3月9日に市への提出を申し込まれた事実並びに市長が12日に提出してほしいと答えた事実はございません。

5. 現在、確認書で市と自治会とが締結した内容について、違約状態になっています。確認書の2.「操業延長に関する条件」のうち、(2)、(3)、(4)及び(5)を除く項目に対する市の対応について、具体的且つ、明確な説明を求めます。

- (1) 確認書2「(1)ごみ処理施設の操業延長は平成27年3月31日のできるだけ早い時期とする。」について

(回答)

前記1で回答したとおり、貴自治会が求める「速やかな移転」についての期間設定等を伺っておりますので、これを示していただきながら協議させていただきたいと考えております。

なお、平成25年5月7日付け廃第7号及び平成25年7月8日付け廃第14号において、操業期限が履行できないことのお詫びをした上で、補償について協議させていただきたいと態度表明する形でその責任を取っております。

さらに、4月1日以降の継続操業につきましては、廃第14号及び平成26年3月23日付け廃第54号で要請させていただいております。

- (2) 確認書2「(6)平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議する。」について

(回答)

平成27年3月23日付け廃第54号のとおり確認書2(6)の規定に基づく協議には真摯に対応します。つきましては具体的な補償内容を伺いながら今後協議させていただきます。

平成27年4月14日付け(平成26)廃55号で回答しておりますとおり、確認書2(6)「平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議する」となっております事から、これに基づき、補償対象期間は平成27年4月1日からと考えております。

- (3) 確認書2「(7)ごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用(撤去も含む。)について自治会と協議する。」について

(回答)

前記1で回答したとおり、市のごみ処理行政を安定的かつ円滑に実施するためには、現施設を継続操業せざるを得ないのが現状です。将来、現施設の操業停止時期が明示できるようになりましたら、協議させていただきます。

- (4) 確認書2「(8)用地取得並びに次期ごみ処理施設に関わる進捗状況について、市民への周知に努めるとともに、年2回以上自治会に報告すること。」について

(回答)

確認書2(8)に基づく規定については、状況に応じ市政だより等で市民への周知を行い、年2回以上貴自治会へご報告を申し上げていたところでございます。今後につきましては、交渉会の場において対応させていただきます。

なお、ご質問の市民への周知につきましては、交渉会の中での協議の経過を受けながら市民へ周知してまいります。問題解決の方法につきましても、交渉会の中で貴自治会の期間設定等を伺いながら、具体的な方法・計画について議論してまいりたいと考えております。

- (5) 確認書2「(9) その他上記の項目以外に変更等が必要となった場合は、市と自治会で協議する。」について

(回答)

確認書2に関し、変更等が必要となった場合は、その都度、協議させていただきます。

6. 平成25年4月2日に清掃組合から加入協議を白紙にすると通告されました。政治は結果責任を問われます。このことに対する市長の責任を明確にお示し下さい。

(回答)

- ・ 組合加入協議の白紙撤回を振り返っての見解については、当市における厳しい財政状況を踏まえたうえでの行財政の効率化や環境負荷の低減などを総合的に判断するとともに、加入協議の中で経費面だけでなく、市民サービスの維持を常に考え、慎重に交渉を重ねてまいりましたが、当初想定しておりました本市のメリットを見出す結果が得られなかったことについては大変残念に思っております。

しかしながら、相手があつてのことですので、双方の主張が異なるのであれば、白紙という結果も致し方ないと存じます。

- ・ 平成22年の市長就任時点で組合への加入を断念して市単独でゴミ処理を行うことにした場合、確認書の約束の期限を守れないことは認識しておりました。さらには、平成24年3月に市議会において広域加入に限定せず現施設の継続操業も含めてあらゆる可能性の検討を進めるべきとの決議もあったため組合との協議が難航しました。

- ・ 組合から、平成25年3月26日付け24佐清施設第387号「佐倉市、酒々井町清掃組合加入協議について」において、加入の決断を平成25年3月末までに出来ないなら加入協議を白紙に戻すと通告されましたが、加入負担金の算定方法や金額について合意が得られなかったことや、本市にとって欠かせない可燃ごみの土曜日搬入も困難であったため、市は加入の決断には至りませんでした。

- 平成25年7月8日付け廃第14号でお示ししたとおり、安定的持続可能なごみ処理行政を展望すると、現施設を継続操業することが最も有効であると判断したため、吉岡に建設する方向での地区協議は再開しませんでした。
- 組合にとって可燃ごみの土曜日搬入が困難であることを市が認識したのは、24佐清施設第387号を受け取った平成25年3月26日です。